

水環境整備事業(水路、ダム等の農業水利施設の保全・管理又は整備と一体的に親水空間等の整備を実施)、集落環境整備事業(農業生産基盤の整備と一体的な生活環境の整備及び都市と農村の交流促進のための条件整備を実施)及び農村広域生活環境整備事業(広域的に生活環境整備の追加投資を行い、快適な農村空間の整備を実施)を実施した。6年度には、各事業についてそれぞれ63地区、197地区、107地区、9地区について事業を実施した。

農村総合環境整備のうち、生活環境関連整備の実施状況は、表22のとおりである。

表22 農村総合環境整備事業の実施状況

(単位：千円)

	5年度	6年度
農村活性化住環境整備事業	5,200,000	5,717,000
水環境整備事業	5,511,000	6,052,000
集落環境整備事業	1,481,000	4,876,000
農村広域生活環境整備事業	300,000	882,000
地域整備関連促進事業	3,925,198	2,741,400
土地利用秩序形成 ほ場整備事業	3,421,098	2,529,000

イ 農村地域開発関連整備

(7) 地域整備関連促進事業

地域整備関連促進事業については、「農村地域工業等導入促進法」、「総合保養地域整備法」及び「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」の趣旨に即して、農村地域への工業等の導入などと相まって農業基盤整備事業を実施することにより、農業構造の改善及び関係受益者の就業確保等が図られると見込まれる地域において、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農道整備事業及びかんがい排水事業を実施した。この事業の採択基準、補助率はそれぞれの事業と同一である。平成6年度は、119地区で事業を実施した。

(4) 土地利用秩序形成ほ場整備事業

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率45%で実施した。

(4) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境

の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50% (内地、北海道) 及び75% (沖縄) であり、平成6年度には継続1,045地区の事業を実施するとともに、462地区について新規着工を行った。

また、平成6年度には広域的な汚泥処理施設等の整備促進を図るため、事業主体として一部事務組合を追加した。さらに都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業(平成5年度から平成9年度で実施)を継続して実施した。

表23 農業集落排水事業の実施状況

(単位：千円)

	5年度	6年度
農業集落排水事業	100,300,000	116,642,000

(5) 中山間地域農村活性化総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

採択面積は、都道府県営事業の場合は60ha以上、団体営事業の場合は20ha以上であり、補助率は都道府県営、団体営ともの農林水産省、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%である。6年度における実施地区数は農林水産省271地区、北海道19地区、離島9地区、沖縄2地区である。

	5年度	6年度
中山間地域農村 活性化総合整備事業	(千円) 23,550,000	(千円) 34,313,000

第2節 農業構造の改善

1 農業経営基盤の強化等

(1) 農業経営基盤強化促進事業

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、農用地利用増進事業が

創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に著実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法を一部改正し、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めた。

ア 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定める。

イ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する。

この認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、これと並行して、税負担の軽減、農林漁業金融公庫等による資金の貸付けの配慮、国、地方公共団体、農業団体による経営関係の研修、農業従事者の養成及び確保の円滑化等の支援措置を講ずることとしている。

ウ 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

(ア) 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画（農用地利用増進計画を改名）」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

また、土地改良区が換地と一体的に必要な利用権の設定について申し出た場合には、市町村はその申出を勘案して「農用地利用集積計画」を定める仕組みが整備された。

(イ) 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、

農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等において、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人を特定（特定農業法人）し、この法人に農用地の利用集積を円滑にする制度を整備した。

(ウ) その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を効率的に利用するため、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事者の養成及び確保を促進しようとするものである。

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

この事業は、昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年の法改正によって農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進するためを行う、次の事業である。

なお、平成7年2月に、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策として、農地保有合理化法人に対する債務保証、農地保有合理化法人による買入協議制度の創設等、農業経営基盤強化促進法の改正を行った。

(ア) 農地売買等事業

規模を縮小する農家から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農地を担い手に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農地の売渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農地の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大を支援するため、農地保有合理化法人が買い入れた農地を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保有する農用地等を活用して行う事業

平成6年度における農地保有合理化事業の実績は表24のとおりである。

表24 県公社による農地保有合理化事業実績（6年度）

（単位：ha，千円）

(ア) 農地売買等事業

	一般事業		特別事業		合 計	
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
買入 借入	723	13,889,865	4,163	16,436,277	4,886	30,326,142
売渡 貸付	762	15,306,056	5,688	20,326,357	6,450	35,632,413

（注）借入，貸付における面積欄の（ ）内は小作料一括前払い分以外の年払い分であり，外数である。

(イ) 農地信託等事業

面 積	融 資 額
39	116,420

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

面 積	金 額
28	83,902

表25 農地移動適正化あっせん事業実績

（面積単位：ha）

事業実施 市町村数	売		買		交 換		賃 貸 借		そ の 他		総 数	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
5 年度	1,381	9,568	13,127	528	63	9,143	9,904	1,071	2,189	20,310	25,283	
6 年度	1,364	9,099	12,659	542	89	9,999	10,629	780	1,598	20,420	24,978	

(オ) 農地保有合理化関連事業

a 農用地利用増進対策事業

昭和61年度から農用地利用改善団体及び地域農業集団が，中核農家への利用権等の集積による経営規模の拡大を促進することを目的として，土地条件の簡易な整備・改良等を行うのに必要な資金を県公社から無利子で貸し付ける事業を行っている。平成6年度の実績は約1億3千万円である。

b 農作業受委託促進特別事業

平成元年度から高齢農家等から農作業を受託した生産組織等に対し受託料相当額を貸し付け，担い手農家の育成を図る事業を実施している。

c 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので，農業委員会法に基づいて，農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について，その権利の移動が農業経営規模の拡大，農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表25のとおりである。

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に定められた，都道府県農業公社（以下「県公社」という）については，全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく諸手続が完了している。（47法人）。

市町村の定める基本構想に定められた農地保有合理

化法人は，平成6年度末で市町村農業公社35法人，農業協同組合339法人，市町村は3団体となっている。

ウ 全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会（設立46年）は，農地保有の合理化，農用地の開発その他農業構造の改善に資する事業についての啓もう，宣伝及び推進，県公社に対する農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導，助言並びに合理化事業等に要する資金の一部についての県公社への貸付等の活動を実施している。

(3) 農地の利用調整

ア 農地等の利用関係をめぐる紛争等については，裁判によるほか民事調停法に基づく農事調停によっても解決を図ることができるようになってきているが，より簡単に処理が図られるように昭和45年の農地法改正によって当事者の双方又は一方からの申立てがあった場合には農業委員会は和解の仲介を行うことができることとなった。平成5年における実績は表26のとおりである。これによると新規受理件数1,368件，成立件数1,023件，不成立等384件となっている。これを申立理由別にみると農用地の利用に関する紛争は全体の78%を占めている。

イ 草地利用権制度は，畜産の飼料生産基盤の拡充強化を図るため，昭和45年の農地法改正により設けられた。市町村又は農業協同組合がその住民又は組合員

表26 農業委員会による和解仲介実績（農地法第43条の2）

（単位：件）
知事への申出

			新規受理	完結	成立	不成立	取下	却下	
土 地 取 上 関 係	4 年	係	168	164	104	39	18	1	2
	5 年	年	108	125	72	36	17		
そ の 他 の 小 作 関 係	4 年	係	324	296	221	54	17	4	
	5 年	年	191	211	144	54	8	4	1
農 地 等 利 用 関 係	4 年	係	1,448	1,455	1,057	300	68	20	10
	5 年	年	1,069	1,071	807	201	44	16	3
合 計	4 年	計	1,940	1,915	1,382	393	103	25	12
	5 年	年	1,368	1,407	1,023	291	69	20	4

（注）農地調整年報による。（各年1月～12月）

の共同利用草地として土地の高度利用を図ろうとする場合は、一定の要件の下で都道府県知事の承認を受けてその利用しようとする土地等の権利者に対して草地利用権の設定について協議をし、その協議がととのわないときには、最終的には都道府県知事の裁定によって草地利用権の設定を受けることができることとされている。その実績は平成5年度末現在で3,784haである。

2 地域農政推進対策

（1）地域農政推進対策事業

ア 事業の趣旨

近年における農村社会の高齢化、兼業化とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等の諸状況に対処しつつ、地域農業の振興に向けて、土地利用型農業をはじめとする農業の構造改善を図ることが現下の農政の緊急の課題となっている。この課題を解決するためには、農業生産に必要な農用地の確保と有効利用の促進を図るとともに、農業の中核的担い手の育成・確保等を図ることが緊要である。

このような観点から、本事業は、地域農業者の創意と自主性を基礎とした地域の農業振興を図るための合意形成を踏まえつつ、関係機関・団体の連携による推進体制の下で、地域の実情に即した活動を総合的に実施し、地域農業の振興を図るとともに、農業経営基盤強化促進事業を中心とする農地流動化の促進、土地利用調整機能の強化を通じて、農用地等の確保及び有効利用と農業の担い手の育成・確保等を図ることを目的として昭和52年度から実施しているところである。

イ 事業の仕組み

この事業は、農村地域の高齢化及び兼業化等の問題に対処しつつ、地域農業の振興に向けて、土地利用型農業をはじめとする農業の構造改善を図るため、農用

地の確保及び有効利用と農業の中核的担い手の育成・確保等を一体的かつ総合的に推進する事業で、（ア）構造政策推進活動事業、（イ）農地銀行活動事業、（ウ）農作業受委託組織化推進事業、（エ）農用地利用改善緊急対策地区事業、（オ）担い手規模拡大円滑化助成事業、（カ）農業生産法人育成・指導事業、（キ）市民農園整備促進指導事業、（ク）都市農村交流促進事業からなっている。

（ア）構造政策推進活動事業

この事業は、市町村構造政策推進会議が主体となり、関係機関・団体の連携の下に、地域農業者の創意と自主性を基礎として地域農業の振興を図るための合意形成を踏まえつつ、地域農業の構造改善の方向の明確化とその実現、市町村農業構造改善措置実施方針の作成、集落リーダーの発掘・育成等の活動を行うものである。

- a 事業主体 市町村
- b 事業実施地区数 3,060市町村
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 1,156千円

（イ）農地銀行活動事業

この事業は、中核的担い手の経営規模拡大と農用地の有効利用を促進するため、農業経営基盤強化促進事業を中心とする各種農地流動化施策を一体的かつ効果的に推進する農地銀行を設置し、中核的担い手の規模拡大、連担的な土地利用集積がより望ましい方向で行われるよう農用地の利用調整、農地・担い手に関する情報の集約整理と一元管理、広域的な農用地の利用調整等の活動を行うものである。

- a 事業主体 市町村
（原則として農業委員会が執行する。）
- b 事業実施地区数 3,060市町村
（うち広域調整活動 1,500市町村）
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 1,775千円

(ウ) 農作業受委託等組織化推進事業

この事業は、農業協同組合が、効率的な農作業受委託体制の整備及び農作業受委託を契機とした農用地の利用権設定等を促進することにより、効率的な土地利用、生産システムの構築を行うため、農家、生産組織、農用地利用改善団体等の組織化及び農作業受委託等に関する情報の集約・管理等の活動を行うものである。

- a 事業主体 農業協同組合
- b 事業実施地区数 200農協
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 2,480千円

(エ) 農用地利用改善緊急対策地区事業

この事業は、市町村が、緊急に地域農業の中核的担い手の育成を図る必要がある地区における中核的担い手の育成及び優良農地の有効利用・保全を図るため、地域の実情に応じ、集落農地有効利用・保全活動及び担い手育成支援活動を行うものである。

- a 事業主体 市町村
- b 事業実施地区数 250市町村
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 3,018千円

(オ) 担い手規模拡大円滑化助成事業

この事業は分散的な土地利用を改善し、担い手が連担化された農地で、効率的な営農が行い得る土地利用状況を作っていくため、農地の利用権設定等により、おおむね2ha以上の連担地を形成するとともに、これら農地を経営能力の高い担い手に集積した場合、当該連担地に係る関係権利者のグループ（農用地利用改善団体等）に対し、都道府県農業公社が、設定面積、期間等に応じて連担化助成金を交付するものである。5年度においては、1,478haの農用地を対象に3億6,000万円（国庫補助金1億8,000万円）の助成金を交付した。

(カ) 農業生産法人育成・指導事業

この事業は、経営管理能力の向上、雇用労働関係の明確化、雇用労働者の福祉の増進、新規就農者の確保、経営の継続性の維持等が図られやすいという法人形態

のもつ利点を踏まえ、農業生産法人の設立・運営についての県・市町村・団体の指導体制を整備するとともに、法人設立を図ろうとする農業者、生産組織に対する指導活動等により、農業生産法人の育成を図るものである。

- a 事業主体 都道府県、都道府県農業団体
- b 事業実施地区数 47都道府県
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 都道府県 1,356千円
農業団体 15,711千円

(キ) 市民農園整備促進指導事業

この事業は、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園制度の普及活動及び市民農園の開設等に関する指導活動を行うものである。

(ク) 都市農村交流促進事業

この事業は都市と農村の交流を促進し、農業・農村の果たす役割に関して国民全体の理解を深めるため、全国のモデル的な市町村において交流提携を行うとともに、都市市民の農業・農村体験等の促進、都市市民との意見交換、各種農業教室、当該市町村の紹介等を行うものである。

(2) 新規就農ガイド事業

ア 趣旨

近年、農外からの新規就農者が増加しつつあり、一方担い手の不足する地域においては、農業に意欲をもった新規就農者に対する期待が高まっている。このような状況を踏まえ、新規就農希望者の円滑な就農を図るため、必要な情報の収集・提供活動を組織的に実施するものである。

イ 事業の内容

全国農業会議所に設置されている全国新規就農ガイドセンターと都道府県農業会議とが一体となって、新規就農希望者に対する就農相談活動を行うとともに、そのために必要な農地等に関する情報の収集・整理及び新規就農希望者に対する情報提供のシステム整備を行うほか、新規就農セミナーの開催等の活動を行う。

(3) 農用地有効利用モデル集落整備事業

この事業は、地域農政推進対策事業との一体的な取り組みにより、担い手を育成・確保するとともに農用地の流動化、連担化の促進等による農用地の有効利用を図ることに重点を置き、農用地利用改善団体等の地域の合意形成に基づく土地利用調整活動がより積極的に展開されるようこれを支援助長するため、モデルとなる集落において土地基盤、農業近代化施設の整備、集落環境条件の改善等集落の基本的諸条件の整備等を図

表27 連担化助成金の単価
(単位：10アール当たり円)

連担期間の区分	新規設定		再 設 定	
	賃借権	農作業受委託	賃借権	農作業受委託
3年以上 6年未満	8,000		6,000	—
6年以上 10年未満	20,000	8,000	16,000	—
10年以上	30,000		24,000	—

るものである。

(4) 広域営農団地の育成指導

ア 趣旨

広域営農団地育成対策は、広域にわたり生産から流通・加工までの体制を整備するため、広域農道の整備や広域的な農業管理施設及び農産物の加工、貯蔵施設の導入を図るとともに、集出荷、販売体制を組織化し、管理体制を整備して広域営農団地を育成するものである。

イ 実施状況

広域営農団地整備計画及び広域営農団地関連施設計画は、6年度までにそれぞれ364地域、306か所において定められており、それに基づき、6年度には2種目の広域事業が33か所において新たに実施された。

表28 広域営農団地育成対策の実施状況

事業種目	実施か所数
① 広域営農団地農道整備事業	20
② 家畜市場再編整備事業	4
③ 広域大規模野菜産地施設整備事業	8
④ 鶏卵等衛生処理流通施設整備事業	1
合 計	33
別に、広域営農団地管理者養成等事業	46県

(5) 地域農業総合整備資金制度

本資金制度は、農地の流動化や転作の定着化に積極的に取り組んでいる地域において、農用地の農業上の利用の増進と農産物の生産の合理化を一体として推進するため、地域ぐるみで作成された地域農業の総合整備に関する計画に即した事業を行おうとする農業者等に対し、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等を総合的に融通するものであり、貸付利率、貸付期限額等に特例措置が講じられている。

○貸付利率の特例（平成7年9月現在）

- ・ 農業近代化資金 農業者 3.25%（一般3.25%）
農協等 3.25%（一般3.25%）
- ・ 農林漁業金融公庫資金のうち、次に掲げる資金
 - 主務大臣指定施設 3.25%（一般3.25%）
 - 共同利用施設 3.25%（一般3.25%）

○貸付限度額の特例（農林漁業金融公庫資金）

- ・ 農地等取得資金
 - 個人1,200万円又は負担額の80%
（一般400万円又は負担額の80%のいずれか低い額）
 - 法人4,800万円又は負担額の80%
（一般1,600万円又は負担額の80%のいずれか低い額）
- ・ 農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設
 - 負担額の80%（一般300万円又は負担額の80%のいずれか低い額）

○6年度融資実績

・ 6年度融資対象地区数	273市町村
・ 6年度融資額	255億円
{ 農業近代化資金	166億円
{ 農林漁業金融公庫資金	89億円

3 農業構造改善対策

(1) 新農業構造改善事業（後期対策）等

ア 新農業構造改善事業（後期対策）

(ア) 趣旨

本事業は土地利用型農業の徹底した構造改善を図ることを目的として、58年度に発足し59年度から実施されている。

本対策は、土地利用型農業の構造改善に重点を置き、利用権の設定、農作業の受委託等農用地の流動化の気運が醸成されており、構造改善の条件が熟している地域を対象にして、地域農業の組織化の促進、土地基盤及び農業近代化施設等農業生産条件の整備、集落の環境条件の整備等農業構造の改善に必要な事業を、地域の態様に応じ総合的に実施するものである。

(イ) 対策の内容

事業の類型ごとの内容は次の通りである。

a 地区再編農業構造改善事業

本事業は中核的担い手の規模拡大、農用地利用の面的集積、作付けの集団化等の推進により、地区内農業の生産性の向上を図るとともに、水田農業確立等農業生産の再編成を図ろうとする2、3集落の範囲を対象に事業を実施するものである。

b 農村地域農業構造改善事業

(a) 本事業は中核的担い手の規模拡大、農用地利用の面的集積、作付けの集団化、地域農業の複合化、資源の総合的利用等の推進により地区内農業の生産性の向上を図ろうとする旧町村または市町村の地域を対象に事業を行うものである。

(b) 事業の類型は、旧町村程度の地域を対象とする一般型及び自然活用型並びに市町村程度の地域を対象とする特別型がある。

自然活用型は、学童、都市生活者等の農業に対する理解を深める機会を提供する事業を実施するものである。特別型は、農地保有合理化法人等による総合的な農用地の利用調整等を通じ、広範囲にわたる地域についての農業構造の改善を図るための事業を実施するものである。

c 広域農業構造改善事業

本事業は広域的観点から農業構造の改善を効果的に推進するため、市町村を越える広域の地域を対象にして、農産物の生産、流通の効率的管理、農業機械の有

効利用、農村リーダーの育成等を行うために必要な施設を整備するものである。

d 特定地区農業構造改善事業

本事業は、大規模な土地改良事業による農用地開発の実施により、基礎的な営農条件が大きく変化している地域であって実践的な農業振興の組織化を図ることが適当と認められる地区を対象に事業を実施するものである。

e 農用地有効利用モデル集落整備事業

農用地流利用改善団体等の活動を通じた地域の合意形成により、地域自らが主体的に農業の担い手の育成・確保及び農地の流動化と高度利用、有効利用の促進を図り、効率的な農業生産のシステムを構築していくため、農用地利用改善団体等の活動区域における土地基盤や農業近代化施設等の諸条件の整備を行うものである。

f 高齢化地域農村活性化（推進）モデル事業

(a) 全国水準を上回る速度で高齢化が進行している中山間地域を中心とする農村地域を対象として、地域の人材を活用しながら高齢化社会、都市・農村交流対策、都市住民等受け入れ対策を実施するものである。

(b) 事業の類型は、都道府県で行う高齢化地域農村活性化推進事業と、市町村で行う高齢化地域農村活性化モデル事業がある。推進事業では農村地域コミュニティの創造に向けての条件整備を行い、モデル事業では都市住民との交流施設、都市住民等の受け入れ促進施設等の整備を行う。

g 果樹産地活力強化特別対策事業

本事業では需要拡大を図るための都市住民との交流、農家・産地間の労力交換及び技術交流の推進、産地の維持発展を図るための新規就農促進、園地流動化の促進、かんきつ伐採跡地等遊休園の活用・保全等とともに生産から流通、加工に至る施設等の一体的、総合的な整備を実施する。

各事業の1地区当たりの平均事業費は、次のとおりである。

(a) 地区再編農業構造改善事業

補助事業 3億3千万円 単独融資事業 1.2億円

(b) 農村地域農業構造改善事業

一般型

補助事業 8億円 単独融資事業 5億円

特別型

補助事業 15億円 単独融資事業 5億円

自然活用型（地域利用）

補助事業 3億円 単独融資事業 1億円

自然活用型（広域利用）

補助事業 6億円 単独融資事業 2億円

(c) 広域・特定農業構造改善事業

広域型

補助事業 3億円 単独融資事業 —

特定地区型

補助事業 10億円 単独融資事業 6億円

(d) 農用地有効利用モデル集落整備事業

補助事業 51.5百万円 単独融資事業 1億円

(e) 高齢化地域農村活性化（推進）モデル事業推進事業

補助事業 3,358千円

モデル事業

補助事業 8千万円

(f) 果樹産地活力強化特別対策事業

補助事業 196百万円 単独融資事業 —

イ 美しいむらづくりモデル地区整備事業

本事業では農林水産業を核として地域の活性化を図っている地域において、豊かで美しい生産・生活空間のモデル地区を構築し「美しいむらづくり」を推進するため、生産・生活基盤、施設整備と合わせて景観形成、環境保全等の事業を重点的に実施する。

1地区当たりの平均事業費は補助事業で8千万円とし、単独融資は行わない。

ウ 平成6年度における事業実施状況

農村地域農業構造改善事業の継続116地区に8億5,432万円、農用地有効利用モデル集落整備事業の新規145地区に37億3,375万円、総額45億8,807万円の補助金を交付した。

(2) 農業農村活性化農業構造改善事業

ア 趣旨

農業農村活性化農業構造改善事業は、昭和59年度から実施されてきた新農業構造改善事業（後期対策）の成果を踏まえつつ、最近の農業・農村をとりまく情勢に対処し、農業・農村の活性化を図ることを目的として平成2年度より発足し、実施されている。

本事業は、21世紀を展望した国民的運動としての「農業・農村活性化運動」を展開し、都市と農村を通じる「人・物・情報」の交流ネットワークを形成するとともに、地域の創意工夫に基づき、人材育成や高密度情報化社会への対応等の多様な活動を推進しつつ、これと一体的に土地基盤、近代化施設、環境施設等の整備を行うのに必要な事業を総合的に実施するものである。

イ 対策の内容

事業の種類ごとの内容は次のとおりである。

(7) 土地利用型農業確立農業構造改善事業

農地の集積等による経営規模や、作業単位の拡大、

機械化体系の導入等により、土地利用型農業の徹底した低コストを追及する高生産性農区と、農地の出し手農家を中心に労働集約的農業を展開する集約の農区とを組み合わせること等を通じて、効率的な生産システムを構築し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るための事業を、おおむね市町村の地域を対象に、総合的に実施するものである。

(イ) 需要創造型農業推進農業構造改善事業

高度化・多様化する消費者ニーズを踏まえ、情報・通信技術、バイオテクノロジー、生産・加工・流通技術、マーケティングノウハウ等農業の内外を通じる革新的な知識技術を活用することを通じて自ら需要を創出でき、また、地域特産品の開発、マーケティング活動の実施等により、消費者の需要に対応できる農業を推進するための事業を、おおむね市町村の地域を対象に、総合的に実施するものである。

(ウ) 地域資源整備活用農業構造改善事業

a 本事業は、自然景観や農村文化等の地域資源の整備・活用により、地域固有の農村景観を維持した緑豊かで文化性の高い活力のある農村を建設するための整備事業をおおむね市町村の地域を対象に総合的に実施するものである。

b 本事業はふるさと体験型、緑の農村空間型及び情報基盤型がある。ふるさと体験型は都市住民のふるさと体験のための施設を整備することに重点を置いたものであり、緑の農村空間型は、農村の伝統的な景観・文化を保全・整備することに重点を置いたものであり、情報基盤型は、情報基盤の整備により農業生産性向上、農村生活の質的向上を図るものである。

(エ) 効用促進農業構造改善事業

a 地域条件に即した農業・農村の活性化を維持する観点から、既に実施中または実施済みの他の事業の効果をさらに促進するために必要な事業を総合的に実施するものである。

b 事業の類型は、おおむね市町村の地域を対象にした地域効用促進型及びおおむね市町村の地域を越える地域を対象にした広域効用促進型がある。

広域効用促進型は、大規模な土地基盤整備の事業との連携により、または広域的な観点から農業・農村の活性化を図る事業であり、地域効用促進型は、農業構造改善事業既実施地区等基本的な施設等の整備が行われている地域において農業・農村の活性化を図る事業である。

(オ) 融資重点型農業構造改善事業

本事業は融資事業の積極的な活用により、農業関連産業との提携、経営感覚に優れた農業者の育成等を図

るために必要な事業を、おおむね市町村の地域を対象に実施するものである。

各事業の1地区当たりの平均事業費は、次のとおりとなっている。

a 土地利用型農業確立農業構造改善事業

補助事業 10億円 単独融資事業 5億円

b 需要創造型農業推進農業構造改善事業

補助事業 5億円 単独融資事業 3億円

c 地域資源整備活用農業構造改善事業

ふるさと体験型

補助事業 4億円 単独融資事業 2億円

緑の農村空間型

補助事業 7億円 単独融資事業 5億円

情報基盤型

補助事業 12億円 単独融資事業 5億円

d 効用促進農業構造改善事業

広域効用促進型

補助事業 5億円 単独融資事業 3億円

事業実施期間 4年

地域効用促進型

補助事業 1.5億円 単独融資事業 2億円

e 融資重点型農業構造改善事業

補助事業 2億円 単独融資事業 6億円

ウ 平成6年度における事業実施状況

土地利用型の67地区(新規31, 継続36)に51億1,036万円, 需要創造型の187地区(新規72, 継続115)に62億4,118万円, 地域資源においては、ふるさと体験型の28地区(新規8, 継続20)に13億2,469万円, 緑の農村空間型の55地区(新規15, 継続40)に36億5,089万円, 情報基盤型の41地区(新規19, 継続22)に37億431万円, 効用促進においては、広域効用促進型の27地区(新規8, 継続19)に39億2,356万円, 地域効用促進型の120地区(新規60, 継続60)に90億3,082万円, 融資重点型の7地区(新規3, 継続4)に2億8,426万円, 総額250億9,934万円の補助金を交付した。

(3) 農業農村活性化推進事業

ア 趣旨

農業・農村の活性化を図るために、農業農村活性化農業構造改善事業との緊密な連携を取りつつ、独創性豊かな地域づくりを推進する人づくり、組織づくり、体制づくりを中心とした取組みを強力に支援し、地域関係者が一体となった運動を繰り広げることが不可欠である。また、地域に整備された組織が持続的かつ効果的に運営され、その機能を十分に支援していくことが必要である。

本事業は、こうした考えの下で、市町村、都道府県、

中央の各段階を通じて都市と農村、官と民とが一体となった「人・物・情報」の交流ネットワークの形成を進め、地域リーダーの育成及び人の交流、サービス提供等による農産物の販路拡大、情報の相互交流、農業・農村活性化に対する関係各界の相互交流、農業・農村活性化に対する関係各界の理解の促進や連携の強化等を促すための国民的運動（21世紀村づくり塾運動）を推進するものである。

イ 事業の内容

事業の種類ごとの内容は次のとおりである。

(ア) 市町村推進事業

地域関係者の自発的かつ独創的な取り組みによる農業・農村の活性化を推進する上で先導的な役割を果たす者及び当該取組みに関し企画、調査、連絡調整を行う者を育成する人づくり、農業・農村活性化のための各種取組みを一元的に調整誘導するための組織づくりや農業・農村活性化のためのプロジェクトを行うものとする。

(イ) 都道府県推進事業

活性化農業構造改善事業実施地区、市町村推進事業実施地区等に対する地域リーダー等の育成・助言、組織化の支援のため、農業生産活動の指導者、組織の指導者、各部門の専門的知識を有する者等各層からなるアドバイザーグループを組織すること等により推進体制の強化を図るとともに、都道府県の多種多様な人材の登録、情報の収集・提供、市町村活性化推進機構の活動状況の把握・運営指導や農家経営指導等も行うものとする。

(ウ) 全国推進事業

民間企業との協力、関係農業団体等の連携により、地域リーダー等の育成・確保のための研修・資格登録、地域リーダー等との相互交流による資質向上、また、都市側と農村側のリーダーを核としたヒューマンネットワークの形成、都市側と農村側が一体となった活性化のための重要テーマの研究プロジェクトの実施、地域活性化事例等の収集・集積・提供、市町村活性化推進機構の実態把握、優良事例の表彰や活性化に必要な調査研究、情報受発信ネットワークの整備を行うものとする。

ウ 平成6年度における事業実施状況

市町村推進事業の100地区に2億1,559万円、都道府県推進事業の46都道府県に4億9,056万円、全国推進事業1億1,388万円、総合8億2,003万円の補助金を交付した。

(4) 農林漁業構造改善事業推進資金（農業）

本資金は、農業構造改善計画に基づき農業近代化施

設等整備事業を行う事業者に対して、補助残融資事業（以下「補助残」という。）及び単独融資事業（以下「非補助」という。）を行い、その貸付決定額は補助残11億円、非補助33億円であった。

(6) 沖縄農業改造改善事業

ア 沖縄農業構造改善緊急確立モデル事業

本事業は、これまで数次に亘り実施された事業の成果と経験を踏まえ、生産性の高い亜熱帯農業を確立するため、機械化の推進や中核的担い手の経営規模の拡大により、さとうきび作等土地利用型農業の生産性向上を図るとともに、亜熱帯気候を生かした資本集約型農業の一層の拡大を図り、併せて複合経営の展開を図ることを目的に63年度に発足した。

本事業は、地域農業の組織化の促進、農業生産基盤及び農業近代化施設の整備、農村の環境条件の改善等に必要な事業をモデル的かつ総合的に実施するため、地域の態様に応じて、施設整備型、総合整備型からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たりの事業費等は、次のとおりとなっている。

a 施設整備型 2億円（事業実施期間 3年）

沖縄県内 4地区

b 総合整備型 4億円（事業実施期間 5年）

沖縄県内 20地区

平成6年度においては施設整備型1地区に対し、4,637万円、総合整備型15地区に対し、9億3,363万円の補助金を交付した。

イ 沖縄農業活性化構造改善特別対策事業

本事業は、さとうきび作を中心とした土地利用型農業の機械化・農作業受委託の組織化等により中核的担い手の経営規模の拡大を推進するとともに、土地、労働力、機械施設の利用調整等を総合的に行うシステムの確立を行い、亜熱帯気候を生かした資本集約型農業との均衡ある発展により地域農業の複合化の促進を図ると同時に、農産物の流通の改善、品質の改善・確保が期待できる状況にあるため、消費者ニーズに対応できる生産・加工・流通全段階を通じたシステム、施設整備と熱帯果樹・花きを初めとした高収益作物の栽培・流通技術を確立することとして平成5年度に発足した。

本事業は、土地利用型農業の確立や複合化の促進を図る高生産性農業確立型、生産・加工・流通段階における技術の確立を図る高付加価値型、広域的な連携を図る広域型からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たりの事業費等は、次のとおりとなっている。

a 高生産性農業確立型 4億円

	(事業実施期間 5年)
b 高付加価値型	3億円
	(事業実施期間 4年)
c 広域型	5億円
	(事業実施期間 3年)

平成6年度においては、高生産性農業確立型6地区に対し3億4千万円、高付加価値型4地区に対し1億7千万円、広域型2地区に対して2億1千万円の補助金を交付した。

ウ 融資事業

昭和49年度から沖縄振興開発金融公庫から、沖縄農林漁業者の経営の改善を図るために必要な資金を長期かつ低利な条件で総合的、計画的に貸付けを行っている。

エ 補助残融資事業

農業基盤整備資金及び農林漁業施設資金の平成6年度貸付実績は3億5,500万円となっている。

4 農地の移動と転用

(1) 耕作目的の農地移動の状況

5年における耕作目的の農地の権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権設定などの合計）は全体で32万9,285件（4年33万7,789件）、16万5,802ha、（同15万6,525ha）で、前年に比べ、件数では2.5%減少し、面積では5.9%の増加となった。（表29）

ア 所有権移転の状況

(ア) 自作地の有償所有権移転は48年までは、毎年30万件、7万haの移動があったが、49年以降減少傾向にあり、5年には農業経営基盤強化促進法によるものを含めても、9万6,498件（前年比88.2%）、2万6,150ha（同88.2%）であった。

(イ) 自作地の無償所有権移転は51年、52年には、経営移譲年金受給のための後継者への経営移譲の増加に伴って急増したが、以降やや減少に転じ、5年には47,017件（前年比94.0%）、2万3,113ha（同96.6%）となっている。

(ウ) 小作地所有権移転は5年には3,449件（前年比73.2%）、2,217ha（同88.8%）となった。

イ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定は50年以降の増加傾向から56年に

表29 耕作目的の農地の権利移動

					件数 (件)		面積 (ha)	
					4年	5年	4年	5年
農地法第3条による 権利移動	所有権移転	自作地	有償	償	96,387	84,036	15,224	12,883
			無償	償	49,612	46,657	22,554	21,743
		小作地			4,021	2,872	659	588
			の移転	設定	9,171	9,132	4,175	4,628
		賃借権	の移転	1,941	2,182	557	614	
	使用貸借による	権利の設定			33,080	37,010	38,571	46,870
		権利の移転			852	907	1,155	955
		農協への経営委託に伴う権利の設定・移転			188	235	120	186
	総数			195,697	183,493	83,183	88,701	
					件数 (件)		面積 (ha)	
農業法による 経営基盤強化促進 権利移動	所有権移転	自作地	有償	償	13,075	12,462	14,415	13,267
			無償	償	394	360	1,374	1,370
		小作地			689	577	1,838	1,629
			の移転	設定	118,193	121,050	50,631	54,443
		賃借権	の移転	2,622	3,162	1,121	1,265	
	使用貸借による	権利の設定			6,810	7,732	3,844	4,996
		権利の移転			153	140	61	41
		農協への経営委託に伴う権利の設定・移転			156	309	58	91
	総数			142,092	145,792	73,342	77,101	

(注) 1 農地法第3条の権利移動計には、このほか地上権、永小作権、賃権の設定・移転等が含まれるので内訳の合計は総数に一致しない。

資料：「農地の移動と転用」

表30 賃貸借の解約・利用権終了

(単位：件，ha，%)

		4年			5年			5/4		
		件数	面積	計	件数	面積	計	件数	面積	計
農地法 第20条	許可	29			132			455.2		
	通知	43,571			38,839			89.1		
	計	43,600			38,971			89.4		
利用権 の終了	許可	8			29			360.5		
	通知	11,514			12,070			104.8		
	計	11,522			12,099			105.0		
の終了	件数	86,133			94,569			109.8		
	面積	25,142			29,688			118.1		

(注) 農地法第20条には、転用目的の賃貸借の解消等を含む。

資料：表29と同じ。

は減少に転じ、5年は9,132件(前年比99.6%)、4,628ha(同110.9%)となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定は52年から経営移譲年金の受給要件に所有権以外使用収益権の設定が認められたことに伴い、同年以降急増してきていたが、56年から横ばい傾向となり、5年は3万7,010件(前年比111.9%)、4万6,870ha(同121.5%)の増加となった。

(ウ) 農協への農業経営の委託に伴う権利の設定・移転は5年では235件(前年比125.0%)、186ha(同155.0%)となった。

ウ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等利用権(農業経営基盤強化促進法による賃借権・使用貸借権・農業経営の委託に伴う権利)の設定は、5年

に12万9,091件(前年比103.2%)、5万9,530ha(同109.2%)となった。利用権設定のうち、賃借権の設定は12万1,050件、5万4,443ha、使用貸借による権利の設定は7,732件、4,996ha、農業経営の委託に伴う権利の設定は、309件、91haとなっている。

(2) 賃借権の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条による賃借権の解約等(転用目的の解約を含む。)は、57年以降やや減少の傾向にあったが、5年には3万8,971件(前年比89.4%)、1万2,099ha(同105.1%)となった。(表30)

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権のうち、5年中に利用権が終了したものは、9万4,569件、2万9,688haであった。このうち、賃借権の終了が9万1,542件、2万8,606ha、使用貸借による権利の終了が2,858件、1,016ha、農業経営の委託に伴う権利の終了が169件、65haであった。

(3) 利用権の再設定の条件

利用権の終了のうち、5年中に再設定されたのは件数で52.6%(面積52.7%)であり、再設定予定(平成6年になって再設定されたもの及び再設定する予定のもの)は件数で11.7%(面積15.3%)であった。再設定しなかったものは件数で28.3%(面積24.2%)となっている。(表31)

(4) 農地の転用の状況

農地の転用の総数は47～48年をピークに49年、50年には大幅な減少に転じ、51年以降はほぼ横ばいで推移

表31 農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定の状況

(5年賃借権のみ)(単位：件，ha，%)

利用権終了の総数	再設定した		再設定予定 〔含・借人変更〕	再設定しなかった							再設定有無の不明	
	借人同一	借人を変更		計	所有者が耕作	継続耕作 〔許可をとらず〕	継続耕作 〔許可をとって〕	売却	贈与・その他	理由不明		
件数	91,542 (100.0)	42,655 (46.6)	5,469 (6.0)	10,697 (11.7)	25,877 (28.3)	12,446 (13.6)	3,618 (4.0)	226 (0.2)	1,145 (1.3)	780 (0.9)	7,662 (8.4)	6,844 (7.5)
面積	28,606 (100.0)	13,343 (46.6)	1,737 (6.1)	4,386 (15.3)	6,920 (24.2)	3,073 (10.7)	1,129 (3.9)	85 (0.3)	458 (1.6)	245 (0.9)	1,929 (6.7)	2,220 (7.8)

資料：表29と同じ。

表32 農地転用面積

(単位：ha)

	法第4条			法第5条			法第4、5条 該当以外	農業用施設用地の ための農地転用			農地転用合計			採草放牧地の 転用 (法第5条)
	許可	届出	計	許可	届出	計		田	畑	計	田	畑	計	
5年	3,370	3,134	6,504	13,477	3,314	16,792	8,087	13	23	36	15,386	15,997	31,383	240

(注) 「農業用施設用地のための農地転用」とは、農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用である。

資料：表29と同じ。

表33 用途別農地転用面積（5年）

（単位：ha，％）

区 分		総 数	住宅用地	工・鉱業用地	学校用地	公園・運動場用地	道水路鉄道用地	その他の建物施設用地	植林・その他	
5年	許可	4 条	3,370 (100.0)	1,050 (31.1)	180 (5.3)	2 (0.0)	8 (0.2)	23 (0.7)	715 (21.2)	1,394 (41.4)
		5 条	13,477 (100.0)	3,049 (22.6)	3,958 (29.4)	87 (0.6)	103 (0.8)	96 (0.7)	4,239 (31.4)	1,944 (14.4)
		計	16,847 (100.0)	4,099 (24.3)	4,137 (24.6)	89 (0.5)	112 (0.7)	119 (0.7)	4,954 (29.4)	3,338 (19.8)
	法 4, 5 条 届 出	6,448 (100.0)	3,811 (59.1)	440 (6.8)	11 (0.2)	15 (0.2)	45 (0.7)	1,672 (25.9)	455 (7.1)	
		法 4, 5 条 該 当 以 外	8,052 (100.0)	514 (6.4)	557 (6.9)	208 (2.6)	563 (7.0)	3,793 (47.1)	796 (9.9)	1,620 (20.1)
	合 計	31,347 (100.0)	8,424 (26.9)	5,134 (16.4)	308 (1.0)	689 (2.2)	3,957 (12.6)	7,422 (23.7)	5,413 (17.3)	
(参) 4 年 (合 計)		34,581 (100.0)	8,555 (24.7)	5,577 (16.1)	276 (0.8)	746 (2.2)	4,097 (11.8)	9,762 (28.2)	5,568 (16.1)	

（注）農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用は含まれていない。

資料：表29と同じ。

し、近年は増加傾向にあったが、5年は農地の転用面積が3万1,347haで前年を下まわり、採草放牧地のそれは240haとなっている。そのうち、農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用は36haであった。（表32）

5年の農地の転用の用途別面積構成は、住宅用地が26.9％、道水路鉄道用地12.6％、その他の建物施設用地23.7％で全体の約6割を占め、植林・その他17.3％、工・鉱業用地16.4％、学校用地1.0％、公園・運動場用地2.2％となっている。（表33）

第3節 農業地域の計画的な整備開発

1 農用地の確保と計画的な土地利用

（1）農業振興地域の整備

国土資源の合理的利用の観点から土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業振興地域を保全・形成し、当該農業振興地域について農業に関する施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）が44年9月に施行され、農業振興地域制度が発足した。農業振興地域における土地の計画的効率的な利用を一層促進するために同法の一部が改正され、50年7月から施行された。

更に、59年には土地利用型農業の生産性向上を中心とする構造政策の推進による農業の体質強化を活力ある農村地域社会の形成と同時並行的に推進するための

同法の一部が改正され同年12月から施行された。

ア 農業振興地域整備基本方針の作成

本法が44年9月に施行された後、都道府県においては、直ちに農業振興地域整備基本方針の策定作業に着手し、45年度までにすべての都道府県において農林水産大臣の承認を受けて農業振興地域整備基本方針が定められた（沖縄県については、47年度に定められた）。

イ 農業振興地域の指定

農業振興地域整備基本方針を定めた都道府県は、その後順次農業振興地域の指定を進め、6年3月末現在3,046地域の指定がなされている。その結果、農業振興地域の総面積は約1,724万haに達しており、国土の約45.6％を占めている。

ウ 農業振興地域整備計画の策定

市町村が定める農業振興地域整備計画は、6年3月末現在3,046の農業振興地域について策定がなされている。その結果、農用地区域の総面積は、6年3月末現在約535万haに達している。そのうち現況農地の総面積は約446万haであり、農業振興地域内の農地の約9割が農用地区域に含まれている。

エ 市町村が定めた農業振興地域整備計画の管理

市町村整備計画で定められた内容の計画的実施を推進するとともに、市町村整備計画について策定後の情勢の変化に対応した適切な管理を行うために、49年度から市町村整備計画の管理費について補助を実施している。

この整備計画の隔離は、農業振興地域を一般管理地域と特別管理地域に分け、次により実施した。

（ア）一般管理地域

一般管理地域においては、農用地区域における土地の農業上の利用の確保を図るとともに、各種農業施策の計画的な実施を図るため、農用地区域における土地の利用の実態、その利用に関する農業者の意向等の調査と農業振興地域における各種事業の補助、融資等の農業施策の実施状況調査を行い、整備計画の達成状況を把握するとともに、農用地区域内にある土地が指定された用途に供されていない場合の土地利用についての勧告等整備計画の達成状況、達成上の問題点、達成のための方策等を取りまとめた。

(イ) 特別管理地域

市町村整備計画の策定後（特別管理地域の指定を受けて整備計画の再検討を行った場合はその再検討後）おおむね5年を経過した農業振興地域、又は、その後における著しい経済事情の変動その他の情勢の推進により整備計画の総合的な再検討を行うことが必要かつ適当な農業振興地域として都道府県知事の指定を受けた特別管理地域については、(ア)の一般管理地域で行われる事項のほか、整備計画をその後の経済事情等の変動に対応した実効性あるものとするため、地域の農業振興の方向を再検討し、必要に応じ、整備計画の変更を行った。

オ 国の補助事業等の集中実施と税制上の優遇措置

(ア) 国の補助事業等の集中実施

市町村整備計画の達成を図るため、土地の農業上の利用条件の改善のための整備及び土地の農業上の開発整備に関する事業、農業生産の近代化に必要な施設の整備に関する事業並びに農地の保有合理化に関する事業については、原則として市町村整備計画において農用地区域とされた地域を対象とし、また農村生活環境の整備に関する事業、農産物の広域的流通加工施設の整備に関する事業等もあって、農業振興地域の一体的整備を図るものについては、農業振興地域を対象として引き続き実施した。

(イ) 制度上の優遇措置

「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づく市町村長の勧告、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせん、交換分合により農地等が譲渡された場合の譲渡所得の特別控除、特別事業用資産の買い換え及び交換の特例、登録免許税と不動産取得税の軽減、農用地区域内の農地についての相続税評価上の「純農地」としての評価の措置を引き続き講じた。

カ 農業振興地域整備計画策定再編事業

近年における急速な他産業の発展や都市化の中で、農業の生産性の向上を図っていくためには、優良農地の適正管理、農地利用の面的集積、効率的生産単位の

確立、土地の基盤の整備、近代化施設の整備等を地域の特性や実情に即して総合的に実施する等構造政策等の計画的・効果的な推進による農業生産体制の再編成整備をより一層強化することが必要となっている。

このためには、地域の自主的な創意に基づく地域の特性を生かした上手な土地利用、農業の担い手、生産組織の育成と農地流動化の促進、効率的な生産システムの構築、多様な就業機会の創出、良好な営農環境及び生活環境の改善等を地域のそれぞれの実情、課題等に的確に対応し進めていくことが必要であり、これに即応し得る現実的で実効性の高い農業振興地域整備計画の策定が求められている。

以上のことから、農業振興地域整備計画策定再編事業を行うことにより、市町村における先進的な農業振興地域整備計画の策定を推進した。

キ 農村活性化土地利用構想

農山村地域を中心とした地域の活性化を図る必要が生じている一方、都市機能の地方への分散等を背景とした多様な非農業的土地需要が生じている。

このため、計画的土地利用とその中での集团的優良農用地の確保という農振制度本来の目的を踏まえつつ、地域の活性化等を円滑に進めるため、市町村が作成した農村活性化土地利用構想により非農業的土地需要の計画的誘導を図る措置を平成元年3月より実施した。

ク 農業集落地域土地利用構想

農業集落地域においては、個別・随時に生じる非農業的土地需要に加え、地域の活性化、定住条件の整備等の動きに対応した多様な土地需要が増大している。

このため、集落地域における優良農地の確保とその効率的利用を確保するため、集落住民の合意に基づき個別・随時に生じる非農業的土地需要を一定の区域へ秩序ある形で誘導するとともに、農業的土地利用区域での多様な農家の位置付けの明確化を図る農業集落地域土地利用構想を平成6年度より実施した。

(2) 集落地域整備法による農村整備について

ア 法制度及びその趣旨

都市近郊等の農村では、集落及び周辺の農用地の地域において、いわゆる混住化、兼業化の進展等により、虫食いの農地転用による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動による住居環境の悪化等の問題が生じている。他方、生産性の高い農業の確立と良好な都市環境の確保に対する要請はますます強くなっている。

このような状況に対応して、良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備

を推進するとともに、適正な土地利用を実現することが重要な課題となっている。このため、集落地域の計画的な整備を推進することを目的として、集落地域整備法（昭和62年法律第63号）が制定された。

イ 法制度の具体的な内容

本制度を適用しようとする場合、まず、都道府県知事が、集落地域整備基本方針を定め、次いでこれに沿って市町村が当該集落地域について具体性のある整備計画を明らかにした集落地区計画及び集落農業振興地域整備計画を定める。集落地区計画は、道路、公園等の施設整備並びに土地の利用に関する計画をその内容とする。集落農業振興地域整備計画は、土地の農業上の効率的な利用、農用地及び農業用施設等の整備に関する事項等をその内容とする。集落地区計画の区域については、市街化調整区域内における開発許可の特例として認可を受けることができる。一方、集落農業振興地域整備計画の区域については、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができる等の措置が講じられている。

2 農 村 対 策

(1) 農村地域への工業等導入の促進

ア 「農村地域工業等導入促進法」は、農村地域への工業等導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望及び能力に従ってその導入される工業等に就業するための措置を講ずること等により、農業と工業等との均衡ある発展及び雇用構造の高度化に寄与してきた。本法に基づき、6年3月末現在で1,199市町村において7,279社が導入され、47万人が雇用されている。

イ 農村地域への工業等の導入を促進するために、次の事業を実施した。

(ア) 農村地域工業等導入実施計画は、4市町村で新たに策定されたが、その策定に必要な農家の意向等の把握のための調査及び審議会運営費等について助成した。

(イ) 農村地域工業等導入促進施策の一環として、地方公共団体等による工業用地等の取得・造成並びに立地する企業の設備等の導入を円滑に促進するため、農村地域工業等導入資金の貸付けを行った農協系統金融機関に対し、都道府県が利子補給を行った場合にその経費を国が補助する農村地域工業等導入資金融通促進事業については、6年度には63年度から6年度までの融通額143億円について引き続き利子補給を行った。

(ロ) 農業構造の改善を促進するため46年度からほ場整備事業、農道整備事業及び農業用排水施設整備事

業を内容とする工業等導入関連農業基盤整備事業（土地改良総合整備事業の他事業関連）を国庫補助率45％で実施してきたが、6年度には、継続39地区について事業を実施した。

(ニ) 農村地域への工業等の導入を円滑に推進するため、工業等の導入についての情報の収集及び提供、調査、広報並びに指導を行うことを目的とする財団法人農村地域工業導入促進センターに対して、運営費の助成を行った。

(2) 農業就業改善対策

ア 農業者地域就業確立支援対策事業

基幹的な農業従事者の育成確保、農外就労の安定化の推進等就業構造の改善の積極的な推進を図るため、次の事業を実施した。

(ア) 全国段階の協議会を開催し、事業初年度である5年度にとりまとめた「基本方針」に即し、本年度の活用内容等を検討した。

それを受けて、都道府県段階においても協議会を開催し、具体的活動内容について検討するとともに市町村に対して指導・協力を行った。

(イ) 農業就業率が高い等の条件を満たす市町村において、農業就業面または農外就労面に問題を有する農業者に対する指導相談、地域資源を活用した産業等の活性化活動への支援を実施した。

また、農工団地への工業等導入が進んでいない市町村の企業誘致活動への支援及び農工計画の策定に至っていない市町村への工業等導入に関する指導、提言を実施した。

(ロ) 出稼ぎが多い市町村の重点実施農業委員会では、農業者の出稼ぎに伴う留守家族の営農上及び生活上の問題点について、指導、相談、助言等の活動を行うとともに、出稼ぎ農業者に対し、就労先において指導相談会を実施した。

イ 農業交流

全拓連等の農協系統組織は、ブラジル国のブラジル農業拓植共同組合中央会等との国際提携により我が国とブラジル国の日系農業移住者との技術及び情報の交流、資金協力等を推進することにより、我が国及びブラジル国の農業の近代化・活性化並びに国際協調の促進に貢献するための活動を行った。

(ア) 全国拓植農業協同組合連合会（全拓連）等の行う農業交流促進事業

a 農業青年受入研修事業

将来、ブラジル国農業の担い手となり得る農業移住者の子弟30名を受け入れ、先進的農業技術を駆使する農家等で研修を行った。

b 農村リーダー受入研修事業

ブラジル国移住地農業のリーダー3名を受け入れ、組合運営、農畜産物の商品化、市場開発等に関する研修を農協系統組織で行った。

c 農業後継者等派遣研修事業

将来、海外又は国内において大規模農業経営等を行うとする我が国の農業後継者等9名をブラジル国の日系大規模農場等へ派遣し、国際感覚の涵養及び大規模農業経営技術修得のための研修を行った。

d 農業技術指導者派遣事業

我が国の農協常農指導員等3名をブラジル国の日系農協に派遣し、農業移住者等を対象に先進的農業技術の普及、啓蒙活動を行った。

e 農業移住地活力維持支援事業

将来の営農拡充のための資金の蓄積を目的として、我が国で就労中の農業移住者及びその子弟を対象に、農業技術修得、ブラジル国での農場管理に係る情報提供等について支援活動を行った。

f 農業移住地活性化支援事業

移住地の農家の経済状況、農産物の生産、流通、消費動向等についての総合的調査を踏まえた、移住地農業の経営発展方策の策定及び方策実現のための支援活動を行った。

g 海外農業活動促進事業

我が国の農業者と農業移住者等とが提携して、農業生産活動等を行うために必要な情報の収集、提供活動を行った。

h 資金援助推進対策事業

農業移住者に対する資金援助を推進するため農業移住者援助資金及び自立用農地取得援助資金を融通した農協等の金融機関に対し、利子補給を行った。

i 農業技術等研修交流センター活動

ブラジル国サンパウロ州に設置されている農業技術等研修交流センターにおいて、農業研修生の派遣及び受入れに必要な事前又は着後研修を行うとともに、我が国の農業者と農業移住者等との人材、知識、技術、情報等の交流を図るための交流会の開催等の活動を行った。

農林水産省は全拓連等の行う農業交流促進事業について、補助金138,072千円を交付し、この事業の推進を図った。

(4) 農業拓植基金協会の行う農業移住者援護事業

財団法人地方農業拓植基金協会（38道県協会）と財団法人中央農業拓植基金協会は、農業移住者の資金調達の円滑化に資するため、農業移住者の必要とする資金の援助者の農協等からの借入金について、その償還

保証を行った。

3 農業者年金制度の推進

農業者年金制度は、国民年金の被保険者（被用者年金加入者等を除く。）である農業者に年金を給付し、老後生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業経営の近代化、農地保有の合理化を推進しようとするものである。

具体的には、農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）に基づき、昭和45年10月に設立された農業者年金基金（以下「基金」という。）が、

① 農業者年金事業**② 離農給付金支給業務****③ 農地等の売買貸借及び融資業務**

を行っている。

(1) 農業者年金事業

この事業は、一定の要件を満たす農業者を被保険者とし、被保険者が保険料を納付した期間等が20年以上ある場合に国民年金に上乗せして年金を支給するものであり、65歳までに経営移譲した場合には経営移譲年金を支給し、経営移譲しなかった場合には農業者老齢年金を支給するものである。

6年度末の被保険者数は40万5,803人であり、6年度中の保険料収納額は、672億4,306万円である。

経営移譲年金については、6年度末の受給権者数が67万1,125人（うち65歳未満は11万3,348人）、支給額が1,217億636万円になっている。また、農業者老齢年金については、6年度末の受給権者数が、60万7,549人、支給額が818億765万円になっている。一時金の支給額は6,800件、28億5,500万円である。

なお、国庫は、経営移譲年金支給額の1/2を年金給付時に助成しており、さらに当分の間、定額の国庫助成を行っている。

(2) 離農給付金支給業務

この業務は、農業者年金事業の補完措置として、被用者年金に加入している等のため農業者年金に加入できない者（安定兼業農家）等の経営移譲（離農）を促進し、農地等を農業者年金に加入している専門的な農家等に集積することを目的として、全額国庫負担による一時金を支給するものである。

6年度においては、579人の離農者に対して、4億5,420万円を支給した。

(3) 農地等の売買・貸借及び融資業務

農地等の売買・貸借業務は、基金が離農希望者の農地等を買入れ又は借り受け、その農地等を経営規模の拡大を指向する者に売り渡す又は貸し付けるもので

あり、売り渡す相手が被保険者等である場合の対価の支払条件は長期低利の有利なものとなっている。6年度においては、16haの農地等(7,827万円)を買い入れ、5.2haの農地等を借り受けた。

融資業務は、被保険者が離農希望者から農地等を取得しようとする場合、その農地等の取得に必要な資金を長期低利で貸し付けるものである。6年度においては、18人に対して138haの農地等を取得するのに必要な資金(3億2,950万円)を貸し付けた。

このように基金は、保険料を原資に長期低利の融資等を行っているが、他方将来の年金給付に備え保険料を一定の運用利率で運用する必要がある。このため、国庫は、基金に対し、買入農地等に係る運用利率相当額並びに運用利率と売渡し及び融資における支払い利率及び貸付け利率との金利差相当額を補給した。

4 農業従事者の福祉向上

(1) 農村情報システムの整備

有線放送電話を活用した農事放送施設の実態調査を行うこととして、社団法人日本有線放送電話協会に調査を委託した。さらに有線テレビを活用した多元的な農村情報システム施設及び同報無線を活用した農村情報連絡施設の導入及び管理運営についてのコンサルタント活動、啓もう宣伝及び研修会の開催並びに電子計算機による農業管理情報システムの開発等に要する経費について社団法人日本農村情報システム協会に対し、862万円を交付した。

(2) 農山漁村電気導入事業

農山漁村電気導入促進法に基づき、電気の導入をしようとする農林漁業団体に対して、農林漁業金融公庫資金の融通を行ったほか、離島振興対策実施地域の電気導入事業につき都道府県が補助するのに要する経費に対して2分の1以内の補助を行った。

離島電気導入事業は農林漁業の近代化、電気不足の解消を図るため動力用三相電気等の導入のための助成を行った。

5 山村等の振興

(1) 山村振興対策

山村振興法(昭和40年法律第64号)に基づき、振興山村を対象に、54年度から行われた第三期山村振興対策及び平成3年度から行われた新山村振興対策に即した事業を実施した。

事業概要は、次のとおりである。

ア 第三期山村振興農林漁業対策事業(55年度から第三期山村振興対策で承認された振興山村を対象とし

て実施している総合助成方式による事業)を、1地区平均事業費3億5千万円、補助率2分の1、10分の4.5以内、実施期間おおむね4年間で、6年度は425地区において国費53億7,501万円の補助を行った。

イ 新山村振興農林漁業対策事業(4年度から新山村振興対策で承認された振興山村を対象として実施している総合助成方式による事業)を事業類型ごとに1地区事業費2～5億円、補助率2分の1、10分の4.5以内、実施期間おおむね3～5年間で、6年度は350地区において国費81億2,720万円の補助を行った。

(2) 定住対策

農山漁村地域の中にあつて、振興山村以外の過疎地域等の条件不利地域を対象に、新農村地域定住促進対策事業(昭和59年度創設)及び農山漁村活性化定住圏創造事業(平成4年度創設)を実施した。

事業概要は次のとおりである。

ア 新農村地域定住促進対策事業(地域の実態に即して農林漁業の振興、農林漁業関連地場産業の育成、高齢者対策の推進等の総合的な事業)を、1地区平均事業費2億6,000万円、補助率2分の1、10分の4、3分の1以内(沖縄県にあつては3分の2以内)、実施期間おおむね4年間で、6年度は304地区において国費25億2,504万円の補助を行った。

イ 農山漁村活性化定住圏創造事業(豊富な地域資源を活用した新たな産業の創出を核とした総合的な事業)を、1地区平均事業費2～10億円、補助率2分の1、10分の4、3分の1以内(沖縄県にあつては3分の2以内)、実施期間3～5年間で、6年度は88地区において国費24億118万円の補助を行った。

(3) 山村振興等農林漁業特別対策

ウルグアイ・ラウンド農業合意期間中に山村等の多面的機能の発揮を通じつつ、総合的視点に立った地域の活性化と定住の促進のため、平成6年度補正予算において従来の新山村振興農林漁業対策事業、農山漁村活性化定住圏創造事業等を総合化し、「山村振興等農林漁業特別対策事業」を創設、新たに202地区を採択し国費200億円の補助を行った。

事業内容は次のとおりである。

ア 事業対象地域は、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法、離島振興法及び特定農山村法により指定された地域等。

イ 事業費規模は、基本型(市町村の全部又は一部の地域を受益対象とした事業類型)にあつては4億円、広域型(原則として複数の市町村の区域を受益対象とした事業類型)にあつては10億円。

補助率は、2分の1、10分の4.5、10分の4以内(沖縄

県にあっては3分の2以内)で、林野率及び傾斜度等からみて地形的条件が特に不利な地区で行う農業生産基盤整備及び集落道については、10分の5.5。

ウ 補助対象事業は以下のとおり。

(ア) 山村振興等活性化推進事業

地域の活性化と定住の促進に関する各種の事業が効果的かつ自律的に行われるために必要な活動を行う。

(イ) 農林漁業振興事業

高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な小規模生産基盤及び近代化施設の整備を行う。

(ウ) 農林地利用・保全管理促進事業

管理不十分な森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、保全管理を行うために必要な機械・施設等を整備する。

(エ) 就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活かした安定的な就業機会の確保及び都市・農山漁村交流の促進のために必要な機械・施設等を整備する。

(オ) 地域社会生活環境整備事業

快適な生活空間の形成及び高齢者が生きがいと安らぎを持てる豊かな地域社会の確立を図るために必要な機械・施設等を整備する。

(4) ソフト活動の支援

特定農山村法の農林業等活性化基盤整備計画に基づくソフト活動を地域の実情に応じて計画的に実施するための財源として、市町村に中山間地域活性化推進資金を造成するために必要な経費について助成する中山間地域活性化推進事業を創設し、実施した。

1地区平均資金規模は1,500万円、補助率3分の1で、6年度は230市町村において国費11億1,600万円の補助を行った。

(5) 情報面からの支援対策

中山間地域の営農を支援するため、地域活性化の活動、創意工夫に満ちた農業経営に携わっている篤農家、地域リーダー等の人材情報や地域資源別・作目別等にとりまとめた地域活性化の取組事例の収集・提供を行う中山間営農支援ふるさと情報提供事業を創設し、実施した。

事業主体はふるさと情報センターで、6年度は3,594万3千円の補助を行った。

(6) 特別地域の農業振興

ア 地域改善対策

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(同和地区)については、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法

律に基づき事業を実施した。

6年度における農林業地域改善対策事業は、国費83億733万円をもって農林業生産基盤整備事業(農業生産基盤整備事業、林道事業)及び農林業近代化施設整備事業(共同利用施設)を実施したほか、同和地区の営農等相談事業を実施した。

また、同和地区の農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金(農山漁村経営改善資金)の融資を行った。

この他、同和地区を対象として水産業地域改善対策事業、地域改善対策農業基盤整備事業、地域改善対策民有林林道事業及び地域改善対策造林事業を実施した。

イ ウタリ地区農林漁業対策

北海道におけるウタリ地区農林漁業者の経営の近代化と生活水準の安定向上を図ることを目的とし、51年度から事業を引き続き実施した。

6年度におけるウタリ地区農林漁業対策事業は、国費5億2,185万円をもって農林業生産基盤整備事業及び農林漁業経営近代化施設整備事業を実施した。

また、ウタリ地区の農林漁業者を対象として、農林漁業金融公庫資金(農山漁村経営改善資金)の融資を行った。

(7) その他の特定地域の農業振興

ア 6年度における離島振興に関する農林水産業関係予算は、

(ア) 国土保全施設整備64億800万円(うち治山21億3,500万円、農地海岸14億5,700万円、漁港海岸28億1,600万円)

(イ) 産業基盤施設整備677億7,300万円(うち、漁港491億4,000万円、農業農村整備158億円、造林6億円、林道21億9,000万円)

(ウ) 生活環境整備のうち離島電気導入事業2,100万円の合計844億3,500万円である。

イ 奄美群島に係る6年度の農林水産業関係予算は、産業振興関係161億2,500万円(うち、農業農村整備114億2,100万円、林業振興9億5,400万円、水産業振興37億5,000万円)国土保全関係6億4,200万円(うち治山2億6,200万円、海岸保全3億8,000万円)、奄美群島園芸振興産地育成強化事業8,500万円であり、その他非公共関係予算4億円の合計172億5,200万円である。

ウ 6年度小笠原振興事業における農林水産業関係予算は、産業振興9億1,837万円、このうち、農業生産基盤整備7,746万円、水産業振興1億4,239万円であり、このほか、非公共予算として病害虫防除対策等で1,681万円の合計9億3,518万円である。

エ 豪雪地帯対策に係る6年度の農林水産業関係主要予算は4,977億1,200万円、このうち、農業4,410億7,300万円、林業566億3,950万円、治山643億1,300万円である。

(8) 活動火山周辺地域防災農対策

火山の爆発に伴う降灰等により農作物が被害を受け農業経営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第8条により、都道府県知事は防災農施設整備計画(以下「整備計画」という。)を作成して農林水産大臣の承認を受けて、防災農施設の整備等を行うこととされている。

本対策では、公共事業については既存事業の優先採択により事業を実施し、非公共事業については、48年度から活動火山周辺地域防災農対策事業として、一括して総合助成を行っており、①降灰地域土壌等矯正事業、②降灰防止・降灰除去施設等整備事業、③耐灰性作物等導入促進事業等を実施している。

6年度は、鹿児島県第7次、宮崎県第4次防災農施設整備計画(いずれも5～7年度)及び長崎県第2次防災農施設整備計画(4～6年度)に基づき防災農対策を実施した。

6年度における防災農対策の実施状況は表34のとおりである。

表34 6年度防災農対策の実施状況

(単位：千円)

鹿児島県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	21,600
非公共事業	
降灰地域土壌等矯正事業	19,187
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	2,228,574
事業費合計	2,247,761
宮崎県	
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	237,048
長崎県	
公共事業	
畑作振興深層地下水調査事業	5,400
非公共事業	
降灰地域土壌等矯正事業	89,794
降灰防止・降灰除去施設等整備事業	866,166
事業費合計	955,960

第4節 土地改良制度等

1 土地改良制度

(1) 土地改良法施行令の改正

平成7年度予算の成立に関して、土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成7年政令第241号)が平成7年6月14日に公布・施行された。

その主な内容は次のとおりである。

ア 国営土地改良事業に関する規定の整備

中山間地域においては、区画整理及び開畑を併せ行う土地改良事業について、当該事業と農用地の保全のため必要な事業に係る受益面積の合計がおおむね400haあれば国営事業として申請できることとされた。

イ 都道府県営及び団体営土地改良事業に関する規定の整備

事業の効率の向上と効果の早期発現を図るため、農地防災事業と併せて簡易な生産基盤の整備を行う土地改良事業を創設するとともに、中山間地域において総合的に生産基盤の整備を行う土地改良事業について、当該地域における地下水位の状況に起因する農業生産への影響を防止するため、工種として暗きょ排水が追加された。また、総合土地改良計画に従って行う土地改良事業及び特定地域土地改良整備計画に従って行う土地改良事業について申請面積要件が緩和されるほか農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って行う土地改良事業について、区画整理が終了した地域においても、は場の条件を均一化するための事業を行うことができることとされた。さらに、UR合意を受け、農業の体質強化を図るため、平成12年度までの間の措置として、農作業の省力化を行うため必要な農業用水施設の新設等を行う土地改良事業が創設された。

(2) 土地改良団体の運営等

ア 土地改良区及び同連合並びに土地改良事業団体連合会の設立状況等

(ア) 設立等

平成6年度末における土地改良区及び同連合並びに

表35 土地改良区等の地区数・面積

	前年度地区数	本年度設立地区数	本年度解散地区数	現在地区数	同左面積(延ha)
土地改良区	7,892	70	166	7,796	3,187,322
土地改良区連合	101	1	0	102	380,668
計	7,993	71	166	7,898	3,567,990

土地改良事業団体連合会 48連合会 10,064会員

(うち土地改良区(同連合を含む)6,526,市町村3,152,農業協同組合等386)

連合会の数は、表35のとおりである。

(4) 検査

29年度から土地改良区及び同連合の検査を実施している。これは土地改良法第132条に基づくもので、毎年度、各年度における検査重点事項、土地改良区等の業務運営の状況、財務内容等を勘案した上で検査計画を作成し、この計画に基づき農林水産大臣の検査地区と都道府県知事の検査地区に区分し検査を実施している。1土地改良区当たり3年に1回の割合で検査を行うこととしている。

イ 国営関連土地改良区整備強化対策

国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤が弱く、業務執行体制の不備なものについて濃密な指導を行い、その業務の円滑な推進を図ることを目的とするもので、平成6年度においては、指導項目の追加等の拡充を行った。

ウ 土地改良推進対策

最近における農村社会の都市化、混住化、農民意識の多様化等を背景として、土地改良工事の施行、土地改良施設の管理、土地改良区の運営等に関する諸問題が累積し、かつ、複雑化する傾向がある。

このため、都道府県段階で都道府県土地改良事業団体連合会に土地改良管理指導センターを設置し、①土地改良施設の管理指導、②土地改良事業に関する相談等の業務を実施するとともに、当該土地改良管理指導センターの活動に対する積極的な指導調整等を行うことを目的として中央段階に中央土地改良管理指導センターを設置し、①都道府県土地改良管理指導センターの組織運営及び業務活動についての指導及び情報の提供、②都道府県土地改良管理指導センターの専門指導員の資質の向上を図るための研修会の開催、③土地改良施設維持管理適正化事業に係る資金の管理運用業務等を実施した。

また、全土連を事業主体として、土地改良区の定期的な事務についての電算処理システムの開発や会計諸帳簿等の統一化例の作成等を内容とする土地改良区組織基盤合理化開発事業を実施した。

なお、平成6年度は、2億8,847万3千円を計上し、全土連及び県土連が実施した上記各種事業についての経費に対し助成を行った。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

近年、土地改良事業の進展に伴い、土地改良施設の整備が急速に進展する一方、造成された施設も大幅に増加してきており、その整備補修が極めて重要な課題となっている。土地改良施設の整備補修については、本来、土地改良区等土地改良施設の管理者自らがこれ

を行うべきものであるが、最近における農村環境等の変化が大きく、これに即応した対策が必ずしも円滑に行われにくい実情がある。

このような実情にかんがみ、全国土地改良事業団体連合会に土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚と、土地改良施設の機能の維持と耐用年数の確保に努めている。

また、転作に伴う地域営農の変化に対応した用排水の管理の改善合理化を図るため、地区内の転作率が一定割合を超える土地改良区を対象に当該改良区が管理する施設についての整備改善計画を策定し、その計画に定められた施設の整備改善を行う施設改善対策事業を実施するとともに、一定率以上の転作の団地化が図られる地区に対しては、事業実施土地改良区等が事業実施年度に負担する転作の団地化に伴う施設改善対策事業の増嵩分（事業費の2割を限度）に対して助成する団地化対策事業を実施した。

さらに、平成6年度からは、予測し得ない事故が生じた場合等において、予定した年度を早めて整備補修等を実施することができるよう土地改良施設維持管理適正化事業に緊急整備補修を追加した。

なお、平成6年度の実施状況は表36のとおりである。

表36 土地改良施設維持管理適正化事業の実施状況

	(単位：千円)	
	5年度	6年度
年間総事業費	11,205,700	11,854,700
国庫補助額	3,364,700	3,727,050

オ 土地改良区活性化対策

土地改良区は、土地改良事業の実施主体として事業の推進に重要な役割を担っているが、最近における農村の混住化社会化の進行等の中でその組織運営基盤は脆弱化しつつある。

このような実情にかんがみ、①土地改良区の活性化を図るため、土地改良区活性化構想（①地区内の農業をめぐる諸情勢の変化に応じおおむね10年を見通した望ましい運営のあり方についての基本構想、②集落における水利用調整機能の低下に対応して農業用水の排水機能の再編成整備等を図る水利用調整構想）をモデル的に策定する組織運営活性化モデル対策、②都道府県単位にその全域について土地改良区の総合整備を推進するための計画を策定し、これに基づく個別地区への指導を強化することを目的とする統合整備対策（県

統合整備基本計画樹立対策), ③土地改良区がその自主性を確保しつつ, 市町村行政との連携を強化して, 農業農村整備事業を計画的に推進し, 農業用水管理の適正化等を図り, 土地改良区の経営基盤の強化と事務・技術能力の向上を図ることを目的とする統合整備対策(個別統合整備対策), ④土地改良区が管理する農業用排水路等について, 非農業の利用との円滑な調整を図り, 適正な管理を実施するため, 土地改良法第56条第2項の市町村等協議の円滑な実施, 地域ぐるみの排水路の浄化対策, 安全対策の充実等について, 都道府県土地改良事業団体連合会が土地改良区等を指導援助する農業用排水路等利用調整推進対策, ⑤土地改良区等が, 水質保全機能を持った啓蒙, 普及施設をモデル的に設置する農業用排水路等活性化モデル対策を実施した。

なお, 平成6年度予算は, ①組織運営活性化モデル対策が15地区, 予算額4,825万円, ②県統合整備基本計画樹立対策が7府県, 予算額768万1千円, ③個別統合整備対策が63地区, 予算額3,739万2千円, ④農業用排水路等利用調整推進対策が9県, 予算額1,854万円, ⑤農業用排水路等活性化モデル対策が11地区, 予算額2,933万3千円である。

カ 土地改良区負担金積立等強化対策

最近における土地改良事業は, 事業費の増大, 工期の遅延等に伴う地元負担の増大, 農業所得の低迷等により地元負担金の円滑な償還が困難となっている。

こうした状況にかんがみ, 土地改良事業団体の自助的努力を基礎とする資金を造成し, これによる運用益と補助金により土地改良区における国営土地改良事業等の負担金の円滑な償還を確保するための, 自主的な償還準備金の積立の促進, 土地改良区の組織運営基盤の強化等を指導する土地改良区負担金積立等強化対策を実施した。

また, 国営土地改良事業等の負担金の円滑な償還を確保するため, 土地改良区が償還準備金を積極的に積立するための奨励措置として, 償還準備金の積立を実施した土地改良区に対して一定割合を助成する土地改良事業等負担金積立促進対策を併せて実施している。

なお, 6年度予算は, ①土地改良区負担金積立等強化対策(3地区(継続地区)1,500万円), ②土地改良事業等負担金積立金促進対策(6,600万円)である。

(3) 農用地の集団化

ア 換地処分等促進対策

換地処分等の促進を図るため, 全国土地改良事業団体連合会に中央換地センターを, 都道府県土地改良事業団体連合会に道府県換地センターを設置するとともに,

に, 都道府県, 中央換地センター, 道府県換地センター及び全国農業会議所による換地処分又は交換分合に関する講習, 指導等の啓発普及, 技術者育成対策, 異議紛争の処理対策及び農地の連坦化の促進指導活動等を実施した。

なお, 6年度予算額は, 3億4,575万8千円である。

イ 農地集団化事業

(ア) 交換分合及び換地処分による農用地の集団化

分散した農用地の集団化を図り, 土地条件を整備することは農業の生産性の向上と農業構造の改善を図るうえできわめて重要であるので, 土地改良法に基づき, 場合整備事業等に伴いその事業主体が行う換地処分及び農業委員会等が実施主体として行う交換分合を実施している。

この事業に関する助成は, 交換分合については24年度から, 換地計画については29年度から実施してきたが, 47年度からは, 換地を伴う土地改良事業の事業計画段階における換地関係の基礎調査及び基本方針(これを「換地設計基準」という。)の作成を行うための換地設計に対し, 55年度からは, 農用地の集団化を図る機会に換地又は交換分合の手法を活用して農用地の利用権等の集積を円滑に推進していくための農用地利用権集積対策に対し, 63年度からは, 集落整備法に基づく集落農振計画区域内等で行われる換地計画の樹立及び換地処分の適正かつ円滑な実施を図るための集落整備地域換地設計に対し, 元年度からは, 所有権の交換分合に併せて利用権の設定を推進する利用権活用型交換分合に対し, 2年度からは, 重点的に交換分合を推進する地域の選定等を行う交換分合推進計画の作成並びに換地計画を定める地域に隣接又は介在する等の農用地を併せて地域としての一体的な農用地の集団化を図る換地処分併せ交換分合及びその前提作業としての交換分合基準含み換地設計に対し, 3年度からは, 換地業務未済の工事完了地区に対する換地計画業務及び非農用地に係る基準づくり等を行う非農用地換地設計に対し, 4年度からは, 担い手農家に着目し, その経営農用地を農場的に集団化するとともに, その隣接地への利用権設定, 農作業受委託の促進を行う農場型交換分合及び担い手農家の所有権だけでなく, 利用権設定, 農作業受委託も含めた連坦団地形成を図るための換地設計を実施する面的集積促進換地設計に対し, 6年度からは, 交換分合と農地保有合理化事業を有効に結びつけて, 不規則・散発的に発生する低利用・未利用農用地を育成すべき経営体に円滑に集積する農地保有合理化関連交換分合及び従来, 農業着工前年度に実施していた各種の換地設計業務を整理統合, メニュー

化するとともに、事業着工後においても継続的に農用地の利用集積を図るために必要な業務を加えた経営体育促成進換地等調整事業に対し補助を行った。

(4) 交換分合附帯農道等の実施

農用地の交換条件を整備し、集団化事業の推進を図るとともに大型機械の導入による労働力の節減など集団化効果を一層向上させるため、交換分合事業と一体の計画のもとに34年度から農道、47年度から軌道、索道、58年度から小規模な客土、暗渠、農業用排水施設、元年度からは場均平の整備に対し助成を行った。

(7) 農用地集団化事業の実施状況

6年度における事業の実施状況は表37のとおりである。

表37 農地集団化事業実施状況

種 別	事業量 (ha)	事業費 (千円)	補助金 (千円)
農用地集団化事業			
農林水産省	75地区 12,130ha 500筆	787,979	321,020
北海道	35地区 14,740ha 酪農1戸 畑作1戸	354,482	141,842
沖縄	150ha	7,719	5,703
計	110地区 27,020ha 500筆 酪農1戸 畑作1戸	1,150,180	468,595
交換分合附帯農道等			
農林水産省	—	32,353	14,625
北海道	—	127,501	63,750
沖縄	—	—	—
計	—	159,854	78,375

(注) 事業量欄の地区は交換分合推進計画、利用権集積対策地区、農地保有合理化関連交換分合、換地処分併せ交換分合、集落整備地域換地設計地区であり、筆は、農場型交換分合である。

(4) 土地改良財産の管理及び処分

国営土地改良事業で造成した施設等(土地改良財産)については、土地改良法第94条の規定により農林水産大臣がこれを管理し処分することとなっている。この場合において、その管理は原則として土地改良区等に委託することとしており、6年度末までに土地改良財産を管理委託した実績は、表38のとおりである。

表38 管理委託実績(6年度末)

区 分	完了地区数	委託地区数
直 轄	753(33)	598(26)
代 行	547	529
計	1,300	1,127

(注) () 内は部分完了地区数(外数)を示す。

(5) 融 資 関 係

ア 農業基盤整備資金(耕地)

本資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るための農業生産基盤の整備や農村環境基盤の整備を図るための長期・低利の資金である。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表39のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額は補助残資金3億7,930万円で前年比29.8%減、非補助資金3,100万円で前年比19.7%減、合計4億1,030万円で前年比29.1%減となった。

イ 担い手育成農地集積資金

本資金は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対し農用地の利用集積が図られる特定の土地改良事業の実施に必要な費用の一部を土地改良区等に無利子で貸し付ける資金で平成5年度に創設されたものである。

農林漁業金融公庫の貸付決定額は、表39のとおり。

また、沖縄振興開発金融公庫の貸付決定額が1,300万円で前年比62.5%増であった。

(6) 土地改良負担金総合償還対策事業

本事業は、財団法人全国土地改良資金協会に、2年度から6年度までの5年間に国の助成により1,000億円の土地改良負担金対策資金を造成し、この資金の活用により負担金の償還が困難な地区に対し、次の事業を行うものである。

なお、6年度予算は、250億円である。

表39 6年度貸付決定額

(単位：百万円、%)

	5年度貸付 決定額 A	6年度貸付 決定額 B	B/A
農業基盤整備資金 (耕地)	126,764	119,126	94.0
補 助	99,666	91,390	91.7
県 営	74,560	71,228	95.5
団 体 営	25,106	20,162	80.3
非 補 助	27,098	27,736	102.4
一 般	480	1,142	237.9
利 子 軽 減	26,618	26,594	99.9
担い手育成農地集 積資金	2,349	7,012	298.5
合 計	129,113	126,138	97.7

(注) 農林漁業金融公庫「業務統計」による。

ア 土地改良負担金償還平準化事業

本事業は、土地改良負担金の償還が困難な一定の要件を満たす土地改良実施地区において、年償還額の合計が一定額（平準化目標額）以上となる部分について、土地改良区等が融資機関から資金（平準化資金）を借り入れる場合、借入金の金利が無利子になるよう利子補給を行うものである。

平成6年度においては、60地区の認定を行った。

イ 土地改良負担金償還円滑化事業

本事業は、昭和63年度に創設された土地改良事業償還円滑化特別対策事業を継続し、融資額の上限の引き上げ等内容を拡充したものであり、土地改良区が農協等の資金（円滑化資金）を借り入れ、これを土地改良事業等の償還金に充てることにより償還の円滑化を図った場合に、当該借入金に係る金利の一部について利子補給を行うものである。

平成6年度末現在で、27地区について実施している。

なお、土地改良事業償還円滑化特別対策事業の昭和63年度及び平成元年度の融資に係る利子補給は、従前の事業で行い、6年度予算は、2,807万円であった。

ウ 特別型国営事業計画償還助成事業

本事業は、農家等の負担分について財投資金を借り入れている特別型の国営土地改良事業地区等のうち、負担金の円滑な償還が困難となっている地区を対象に、償還時における利息の一部の助成を行うものである。

平成6年度までの適用地区は、39地区であった。

エ 平成5年度冷災害被災地域土地改良負担金償還円滑化特別事業

本事業は、平成5年度の低温等による被害の甚大さにかんがみ、大規模な被害を受けた農業者を多数抱え、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、平成5年度の特例的な事業として創設されたものである。

(ア) 特別利子補給事業

土地改良区等が償還金を農協等から借り換えて繰延べ返済するのに要する借換資金の利息の全額に対して利子補給するものであり、平成5年度に認定した58地区に対し、平成6年度分の利子補給を行った。

(イ) 特別助成事業

農林漁業金融公庫が農業基盤整備資金に係る償還金について、据置期間及び償還期限をそれぞれ1年延長するとともに、平成5年度の約定利息の支払いを翌年度に繰り延べる旨の貸付条件の変更を行った場合に、当該約定利息に相当する額を助成するものである。

平成6年度には、平成5年度に認定した60地区に対し利子助成を行った。

2 農業水利関係

河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議

建設大臣は、水利使用に関する河川法第23条、第24条及び第26条第1項の許可若しくは認可又は第34条第1項の承認に係る申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定に基づき関係行政機関の長に協議しなければならないことになっている。

これにより、建設大臣は、取水量が毎秒1m³以上又はかんがい面積が300ha以上のかんがいのための水利使用に係る許可、認可等の処分をしようとするときには、農林水産大臣に協議するものである。

最近の協議件数は表40のとおりである。

表40 河川法第35条第1項の規定による水利使用に関する処分の協議件数

年度	かんがい	発電	計
2	25	1	26
3	37	1	38
4	18	0	18
5	29	0	29
6	13	0	13

(注) 発電は、かんがい用水に完全従属する小水力発電である。